

# 那覇市公報

**第 1 6 1 9 号その 1**

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

- 那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について（文化財課）・・・ 437
- 随意契約の公表について（クリーン推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 438
- 公共工事の発注見通し等の公表の方法について（契約検査課）・・・・・・・ 439
- 平成 26 年度市政功労者の表彰について（秘書広報課）・・・・・・・ 441
- 那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱の一部を改正する要綱（環境保全課）  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 444
- 市町村事務の委託について（ちゃーがんじゅう課）・・・・・・・・ 458
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）・・・・・・・ 459
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）・・・・・・・ 460
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）・・・・・・・ 461
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）・・・・・・・ 462
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）・・・・・・・ 463
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）・・・・・・・ 464
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課）・・・・・・・ 465
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援  
に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について（保護管理課）

## ◇公 告◇

○随意契約の公表について（契約締結後）（クリーン推進課） ..... 467

## ◇上下水道局告示◇

○平成 26 年度水道メーターの賠償額について ..... 468

○公共下水道の供用開始について ..... 470

## ◇正 誤◇

○那覇市公報第 1618 号の正誤 ..... 478

---

---

**告 示**

---

---

**那覇市告示第 28 号**

平成 26 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する

那覇市長 翁 長 雄 志

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料及び図録販売代金の徴収事務     |
| 2 受託者の住所  | 沖縄市安慶田 1 丁目 1 番 4 号              |
| 3 受託者の名称  | 新報トラスト株式会社<br>代表取締役 二瓶 隆博        |
| 4 委託期間    | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 |

## 那 覇 市 告 示 第 60 号

平成 26 年 4 月 11 日

掲 示 済

## 随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条の 2 の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 契約を締結する前

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約内容（役務の名称及び数量）  | 平成 26 年度花壇草花植栽維持管理業務委託                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 契約相手方の決定方法又は選定基準 | <p>以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であること。</li> <li>2 本市内に拠点を有し、同種業務の円滑な履行が可能であること。</li> <li>3 本市と契約実績あり、且つ同種業務の履行状況が良好であること。</li> <li>4 市税を完納していること。</li> <li>5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は、同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。</li> </ol> |
| 申請方法             | <p>本業務の参加希望者は、次項の書類を揃え、平成 26 年 5 月 16 日（金）までにクリーン推進課にご提出下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請書 1 部</li> <li>2 法人登記簿謄本 1 部</li> <li>3 見積書 1 部</li> <li>4 実務経験証明書 1 部</li> <li>5 市税完納証明書 1 部</li> </ol>                                                                                                                                                             |
| 契約担当課            | 環境部クリーン推進課 （ 8 8 9 － 3 5 6 7 ）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

\* 詳細は契約担当課までお問い合わせください。

## 那 覇 市 告 示 第 7 7 号

平成 26 年 4 月 16 日

掲 示 済

## 公共工事の発注見通し等の公表の方法について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）に規定する公共工事の発注見通し等の公表の方法について定めた要領を制定したので、政令第5条第3項の規定に基づき告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、本市が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、設計、測量等の業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公表の対象）

第2条 公表の対象とする建設工事等は、契約検査課において入札及び契約を行う次に掲げるものとする。

- （1） 建設工事で、その予定価格が130万円を超えるもの。
- （2） 建設工事に係る調査、設計、測量等の業務委託（以下「業務委託」という。）で、その予定価格が50万円を超えるもの。

（発注見通しの公表）

第3条 本市が発注を予定している前条に規定する建設工事等について、毎年度4月1日以後遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

- （1） 建設工事等の名称、工期（又は履行期間）、業種及び概要
- （2） 入札及び契約の方法
- （3） 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）
- （4） 建設工事に係る建設業者格付け
- （5） その他必要と認める事項

2 前項において公表した事項は、当該年度の10月1日以後速やかに見直しを行うほか、変更（軽微なものを除く。）があるときは随時修正を行い公表するものとする。

3 発注見通しの公表期間は、第1項による公表開始の日から当該年度の3月31日までとする。

（有資格業者の公表）

第 4 条 入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の公表は、那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程（1971年那覇市訓令第10号。以下「訓令」という。）第10条に規定する合格通知書の交付を受けた者について、次に掲げる事項を登載した名簿を作成し、行うものとする。

- (1) 有資格業者の商号又は名称
- (2) 有資格業者の住所及び電話番号
- (3) 競争入札参加資格申請に係る業種
- (4) 訓令第6条の規定に基づき等級に格付けする業種にあつては、その等級
- (5) その他必要と認める事項

2 有資格業者の公表期間は、訓令第 6 条の規定に基づく格付け決定後の公表開始日から、訓令第11条の規定に基づく資格の有効期間内とする。

（入札及び契約の過程に関する事項の公表）

第 5 条 入札及び契約の過程に関する事項の公表内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札執行の日時（執行前においては予定日時）
- (2) 建設工事等の名称、場所、種別及び概要
- (3) 建設工事等の工期又は履行期間
- (4) 指名競争入札において指名した者の商号又は名称
- (5) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）
- (6) 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）
- (7) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (8) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (9) 一般競争入札において競争参加資格の有無に関する審査結果及び競争参加資格がないとした者については、その理由
- (10) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (11) 契約金額

2 入札及び契約の過程に関する事項の公表は、前項第 1 号から第 5 号までにあつては入札執行前に、同項第 6 号から第11号までにあつては入札執行後に、遅滞なく行うものとする。

3 入札及び契約の過程に関する事項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して 1 年間が経過する日までとする。

4 第 1 項の規定により公表した建設工事等の契約を変更したときは、変更理由並びに変更後の建設工事等の概要、完成の時期及び契約金額を、遅滞なく公表するものとする。

（随意契約を行った場合における契約に関する事項の公表）

第 6 条 随意契約を行った場合は、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 建設工事等の名称、場所、種別及び概要
- (2) 建設工事等の工期又は履行期間
- (3) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (4) 相手方の選定理由
- (5) 契約金額
- (6) 予定価格
- (7) 契約を変更したときは、変更理由並びに変更後の建設工事等の概要、完成の時期及び契約金額

- 2 前条第3項の規定は、随意契約を行った場合における契約に関する事項の公表期間について準用する。

（公表の方法）

第7条 第3条から前条までの規定による公表は、契約検査課において閲覧に供する方法又は市のホームページに掲載する方法で行うものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 工事等情報の公表に関する取扱要領(平成7年3月16日土木部長決裁)は、廃止する。
- 3 請負工事及び建設コンサルタント業務等に係る入札結果等の公表に関する事務処理要領(平成7年2月27日土木部長決裁)は、廃止する。
- 4 請負工事及び建設コンサルタント業務等に係る予定価格の事前公表に関する事務処理要領(平成15年3月26日部長決裁)は、廃止する。

那覇市告示第 94 号

平成 26 年 5 月 1 日

平成 26 年度市政功労者の表彰について

平成 26 年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第2条第1項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として決定したので、同条例第5条第2項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

登録番号 407 号

氏 名 いけま ようこ 池間 洋子（71 歳）

功績概要 昭和 58 年から現在まで 30 年間にわたり民生委員・児童委員を務める。その間、小禄第一民生委員児童委員協議会の副会長を歴任し、献身的な活動により組織の活性化や地域福祉の向上に大きく貢献。

登録番号 408 号

氏 名 おおしろ まさこ 大城 政子（84 歳）

功績概要 永年、琉球舞踊家として舞台活動や後継者の指導育成に尽力し、沖縄芸能協議会副会長などを歴任。平成 21 年には国指定重要無形文化財「琉球舞踊」総合認定を受け、琉球舞踊の発展に大きく貢献。

登録番号 409 号

氏 名 きんじょう しんえい 金城 信榮（81 歳）

功績概要 垣花小学校スクールゾーン委員会を創設し、昭和 53 年から 30 年余り交通指導員として活躍。また、スクールゾーン連絡協議会会長を務めるなど、児童・生徒・地域住民の交通安全活動に大きく貢献。

登録番号 410 号

氏 名 きんじょう しんきち 金城 眞吉（69 歳）

功績概要 興南高校で 29 年間、沖縄尚学高校で 15 年間ボクシング部の監督を務め、30 名の全国大会優勝者を輩出。日本オリンピック委員会強化コーチも務めるなど、本市・本県のスポーツ振興に大きく貢献。

登録番号 411 号

氏 名 たまき あきら 玉城 彰（64 歳）

功績概要 平成 13 年 8 月より 3 期 12 年にわたり、市議会議員を務める。その間、議会運営委員会副委員長、総務常任委員会委員長を歴にするなど、地方自治の進展に尽力するとともに、市政発展に大きく貢献。

登録番号 412 号

氏 名 とぐち まさかず 渡久地 正和（71 歳）

功績概要 昭和 58 年から 31 年間にわたり、上山中学校の学校医を務め、生徒の健康管理・健康教育に尽力。また那覇市医師会の理事を歴任し、予防接種普及活動に取り組むとともに学校保健活動に大きく貢献。

登録番号 413 号

氏 名 なかもと まさお 仲本 政雄（81 歳）

功績概要 平成元年から 23 年間にわたり、区画整理地区の審議委員や評価委員として区画整理事業に尽力。その間、真嘉比古島第二区画整理事業では副委員長を歴にするなど本市の土地行政の進展に大きく貢献。

登録番号 414 号

氏 名 みねい まさはる 嶺井 政治（91 歳）

功績概要 平成 22 年から那覇爬龍船振興会会長を務め、本市の観光振興に尽力。昭和 59 年から副知事、その後那覇空港ビルディング(株)社長など様々な要職を歴任し、地方自治や本市の経済発展に大きく貢献。



## 登録番号 415 号

氏 名 <sup>みやぎ</sup>宮城 <sup>ち え こ</sup>智恵子（74 歳）

功績概要 昭和 40 年から 49 年間にわたり、城岳小学校の学校医を務め、学校歯科検診や乳幼児歯科検診、また保護者に対する相談指導にも積極的に取り組み、歯科保健衛生の啓発及び予防の向上に大きく貢献。

## 登録番号 416 号

氏 名 <sup>みやざと</sup>宮里 <sup>せいじゅん</sup>盛淳（74 歳）

功績概要 沖縄県体育協会の常務理事を務めるほか、那覇市体育協会の理事長や副会長を歴任するなど、体育協会の発展や選手の育成に尽力。本市のスポーツレクリエーションの普及および振興に大きく貢献。

## 登録番号 417 号

氏 名 <sup>よしだ</sup>吉田 <sup>ひさこ</sup>久子（73 歳）

功績概要 昭和 51 年から 38 年間にわたり学校薬剤師として、各学校の環境衛生の維持・向上に尽力。また沖縄県学校薬剤師会の会長を歴任するなど、学校薬剤師の資質向上と学校環境衛生の普及に大きく貢献。

## 那覇市告示第 95 号

平成 26 年 5 月 1 日

那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱の一部を改正する要綱

那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱（昭和 61 年告示第 78 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                 | 改正後                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (申請及び指導)<br>第 3 条 本市において次に掲げる申請又は通知(以下「申請等」という。)をする者(以下「申請者」という。)は、当該申請等を行う前に建築等に伴う公害防止指導申請書(第 1 号様式)及び <u>工場・事業所附近</u> の見取図(第 2 号様式)を市長に提出し、公害防止に関する指導を受けなければならない。 | (申請及び指導)<br>第 3 条 本市において次に掲げる申請又は通知(以下「申請等」という。)をする者(以下「申請者」という。)は、当該申請等を行う前に建築等に伴う公害防止指導申請書(第 1 号様式)及び <u>建築場所</u> 附近の見取図(第 2 号様式)を市長に提出し、公害防止に関する指導を受けなければならない。 |
| 第 4 条～第 5 条 [略]                                                                                                                                                     | 第 4 条～第 5 条 [略]                                                                                                                                                   |
| 付 則<br>この要綱は、昭和 61 年 8 月 1 日から施行する。                                                                                                                                 | 付 則<br>この要綱は、昭和 61 年 8 月 1 日から施行する。                                                                                                                               |

|                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>〔第 1 号様式 別記〕</u></p> <p><u>〔第 2 号様式 別記〕</u></p> <p><u>〔第 3 号様式 別記〕</u></p> <p><u>〔第 4 号様式 別記〕</u></p> | <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この要綱の施行から平成 26 年 10 月 31 日までの間、改正前の様式での申請についても認めることとする。</u></p> <p><u>〔第 1 号様式 別記〕</u></p> <p><u>〔第 2 号様式 別記〕</u></p> <p><u>〔第 3 号様式 別記〕</u></p> <p><u>〔第 4 号様式 別記〕</u></p> |
| <p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>       |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

付 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

[改正前 別記]

第 1 号様式

## 建 築 等 に 伴 う 公 害 防 止 指 導 申 請 書

No.

那 覇 市 長 殿

| 決<br>裁<br>欄 | 課 長 | 係 長 | 係 員 |
|-------------|-----|-----|-----|
|             |     |     |     |

下記により建築等に伴う公害防止の面からの指導方をお願いします。

|                            |                   |                                                                                                                                              |           |       |
|----------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|
| 申<br>請<br>者<br>記<br>載<br>欄 | 申 請 者             | 事業所等の名称                                                                                                                                      |           |       |
|                            |                   | 住 所                                                                                                                                          |           |       |
|                            |                   | 氏 名                                                                                                                                          | ㊞ Tel     |       |
|                            | 建 築 場 所           | 那 覇 市                                                                                                                                        |           | Tel   |
|                            |                   | 設 計 者 住 所 氏 名                                                                                                                                | ㊞ Tel     |       |
|                            | 工 事 施 工 者 住 所 氏 名 | Tel                                                                                                                                          |           |       |
|                            | 用 途 地 域           |                                                                                                                                              | 建築物等の用途   |       |
|                            | 業 種               |                                                                                                                                              | ※ 規 制 区 域 |       |
|                            | 建 築 物 の 種 類       | ( ) 造、平屋、( ) 階建                                                                                                                              |           |       |
|                            | 工 作 物 の 種 類       |                                                                                                                                              |           |       |
|                            | 工 事 着 工 予 定       | 年 月 日                                                                                                                                        | 使用開始予定    | 年 月 日 |
|                            | 施 設 設 備 等 の 配 置 図 | 別紙の通り                                                                                                                                        |           |       |
|                            | 附 近 見 取 図         | 別紙第 2 号様式の通り                                                                                                                                 |           |       |
|                            | 公 害 防 止 対 策       | 別紙第 3 号様式の通り                                                                                                                                 |           |       |
| ※ 特 定 施 設 の 届 出            |                   | 大気汚染防止法の規定による届出 要 否 年 月 日届出<br>水質汚濁防止法の規定による届出 要 否 年 月 日届出<br>騒音規制法による届出 要 否 年 月 日届出<br>振動規制法による届出 要 否 年 月 日届出<br>沖縄県公害防止条例による届出 要 否 年 月 日届出 |           |       |

※印欄については記入しないでください。

(裏面へつづく)

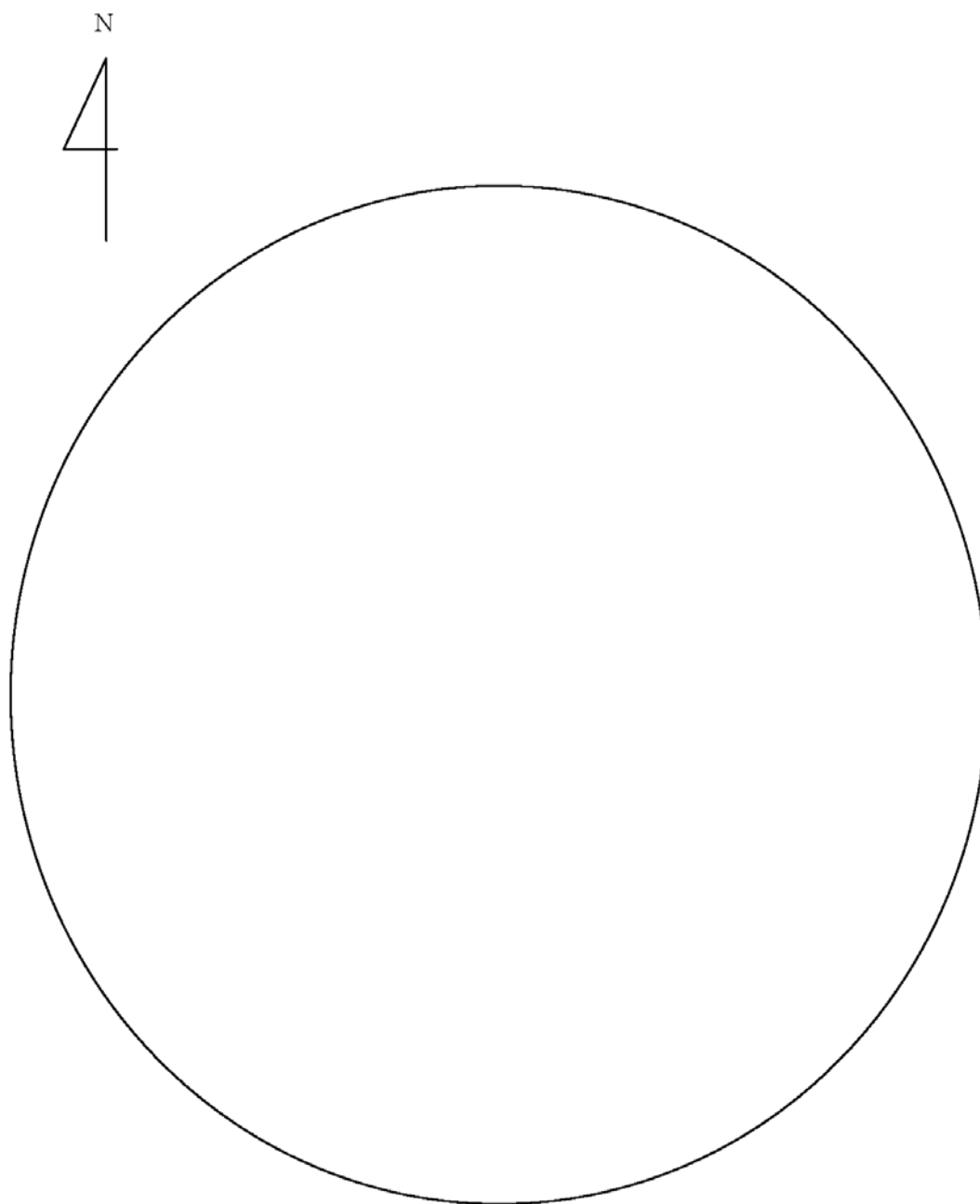
## 設置する設備機器等の名称及び能力

[illegible]

※印欄は記入しないこと。

〔改正前 別記〕  
第 2 号様式

工 場 ・ 事 業 所 附 近 の 見 取 図



印 工場（事業所）の場所

工場（事業所）の周囲 80m の見取図を書いて学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等があればその位置を図示すること。

[改正前 別記]

## 第 3 号様式

## 公 害 防 止 対 策 指 導 書

本書類は、公害防止対策指導書として使用するもので、申請者において該当する□欄にレ印を付して下さい。なお本指導書で指示された事項は誠意を持って履行して下さい。

## 1 工事の内容及び必要な届出事項

- くい打ち作業
  - ☐ 無
  - ☐ 有
    - ☐ アースオーガー併用→振動規制法に基づく届出
    - ☐ くい打機・くい抜機・くい打ちくい抜き機を使用  
↳ 騒音規制法・振動規制法に基づく届出
- さく岩機を使用する作業
  - ☐ 無
  - ☐ 有
    - ☐ ブレーカー（手持式を除く）を使用→騒音規制法・振動規制法に基づく届出
    - ☐ その他のさく岩機を使用→騒音規制法に基づく届出
- びょう打機を使用する作業
  - ☐ 無
  - ☐ 有→騒音規制法に基づく届出
- 空気圧縮機（15KW 以上で、さく岩機の動力として使用する場合を除く）を使用作業
  - ☐ 無
  - ☐ 有→騒音規制法に基づく届出
- 建築物等の解体作業
  - ☐ 無
  - ☐ 有
    - ☐ 鋼球を使用しての解体作業→振動規制法に基づく届出
    - ☐ さく岩機を使用しての解体作業  
↳ さく岩機の項を参照
    - ☐ その他の機械を使用しての解体作業
- 塗装作業
  - ☐ 無
  - ☐ 有
    - ☐ 動力を用いた吹付作業
    - ☐ 手塗り作業
- 石綿を使用する作業
  - ☐ 無
  - ☐ 有
    - ☐ 動力を用いた吹付作業
    - ☐ その他

(裏面へつづく)

(指導内容) ————— これより下は、記入しないでください —————

- 特定建設作業実施届出
  - ☐ 不要
  - ☐ 必要
    - ☐ 騒音規制法に基づく届出
    - ☐ 振動規制法に基づく届出
- 届出事項は元請業者が作業開始の 7 日前までに届出する。
- 特定建設作業に係る法的規制事項を熟知し、公害苦情が発生しないよう万全の対策を講じる。
- くい打ち作業から発生する油煙による被害を防止するため必要なところにシートによる覆いをする。
- 解体作業で粉じんが飛散しないよう必要なところに散水し、周囲にはシートを張る。
- 塗料ミストや石綿の飛散によって周囲に迷惑をかけないよう細心の注意をもって工事を行い、必要なところはシートを張る。
- 工事の手順上、止むを得ず早朝又は夜間作業を行う場合は、周辺住民に対し作業を行う理由、作業時間を説明し、周辺住民の協力を求める。

## 2 施設の内容及び必要な届出事項（機械設備の設置がある場合のみ記入してください。）

- 煤煙に係る特定施設
  - ☐ 無
  - ☐ 有
    - ☐ 県公害防止条例に基づく届出
    - ☐ 大気汚染防止法に基づく届出
  
- 水質に係る特定施設
  - ☐ 無
  - ☐ 有
    - ☐ 公共下水道に連結
    - ☐ 公共用水域に放流
      - ☐ 県公害防止条例に基づく届出
      - ☐ 水質汚濁防止法に基づく届出
  
- 騒音に係る特定施設
  - ☐ 無
  - ☐ 有
    - ☐ 県公害防止条例に基づく届出
    - ☐ 騒音規制法に基づく届出
  
- 振動に係る特定施設
  - ☐ 無
  - ☐ 有
    - ☐ 振動規制法に基づく届出
  
- 悪臭に係る特定施設
  - ☐ 無
  - ☐ 有
    - ☐ 県公害防止条例に基づく届出

（指導内容） \_\_\_\_\_ これより下は、記入しないでください \_\_\_\_\_

- ☐ 特定施設の設置届出
  - ☐ 不要
  - ☐ 必要
    - ☐ 大気汚染防止法   ☐ 水質汚濁防止法   → 県知事に提出
    - ☐ 騒音規制法   ☐ 振動規制法   ☐ 県公害防止条例  
 ↓  
 市長に届出
  
- ☐ 大気・水質並びに悪臭に係る届出は、それが受理された日から 60 日を経過した後でなければ特定施設を設置してはならない。
- ☐ 騒音及び振動に係る特定施設を設置する場合には、工事の日の 30 日前までに届出をしなければならない。
- ☐ 公害関連施設に係る法的規制内容を熟知し、公害苦情が発生しないよう万全の対策を講ずる。
- ☐ 騒音に係る公害の発生のおそれがあるので建築物等の配置、構造等について計画を再検討する。



[改正前 別記]  
第 4 号様式

## 指 導 事 項 遵 守 誓 約 書

平成 年 月 日

那 覇 市 長 殿

建築主及び  
築造主住所

氏 名 ㊞

電 話

私が那覇市 に建設する建築物等及び同建築物等に設置する設備、機械等の設置につき、建築等に伴う公害防止指導申請書に基づく指導事項について遵守することを誓約します。

なお、今回特に対策を講じるよう指導を受けなかったところについても、紛争が起こったときは、誠意をもってその解決に当たることを併せて誓約します。

(参考事項)

公害防止指導申請書提出時来庁した者の勤務先等

| 勤 務 先 ・ 職 名 | 氏 名 | 勤 務 先 所 在 地 | 電 話 |
|-------------|-----|-------------|-----|
|             |     |             |     |
|             |     |             |     |
|             |     |             |     |

〔改正後 別記〕

第 1 号様式

## 建 築 等 に 伴 う 公 害 防 止 指 導 申 請 書

那 覇 市 長 宛

| 決<br>裁<br>欄 | 課 長 | G 長 | 係 員 |
|-------------|-----|-----|-----|
|             |     |     |     |

下記により建築等に伴う公害防止の面からの指導方をお願いします。

|                            |                    |                                   |         |       |
|----------------------------|--------------------|-----------------------------------|---------|-------|
| 申<br>請<br>者<br>記<br>載<br>欄 | 申 請 者<br>( 建 築 主 ) | 事業所等<br>の名称                       |         |       |
|                            |                    | 住 所                               |         |       |
|                            |                    | 氏 名 ㊞ Tel                         |         |       |
|                            | 建 築 場 所            | 那 覇 市                             |         |       |
|                            | 設 計 者              | 住所<br>氏名 ㊞ Tel                    |         |       |
|                            | 工 事 施 工 者          | 住所<br>氏名 Tel                      |         |       |
|                            | 用 途 地 域            | 住居専用地域 / 左記以外                     | 建築物等の用途 |       |
|                            | 業 種                |                                   |         |       |
|                            | 建 築 物 等 の 種 類      | (鉄筋 / 鉄骨 / 木) 造、( ) 階建 / 工作物等 ( ) |         |       |
|                            | 工 事 着 工 予 定        | 年 月 日                             | 完 了 予 定 | 年 月 日 |
| 附 近 見 取 図                  | 別紙第 2 号様式の通り       |                                   |         |       |
| 公 害 防 止 対 策                | 別紙第 3 号様式の通り       |                                   |         |       |

(裏面へつづく)

## 設 備 機 器 等 の 名 称 及 び 能 力

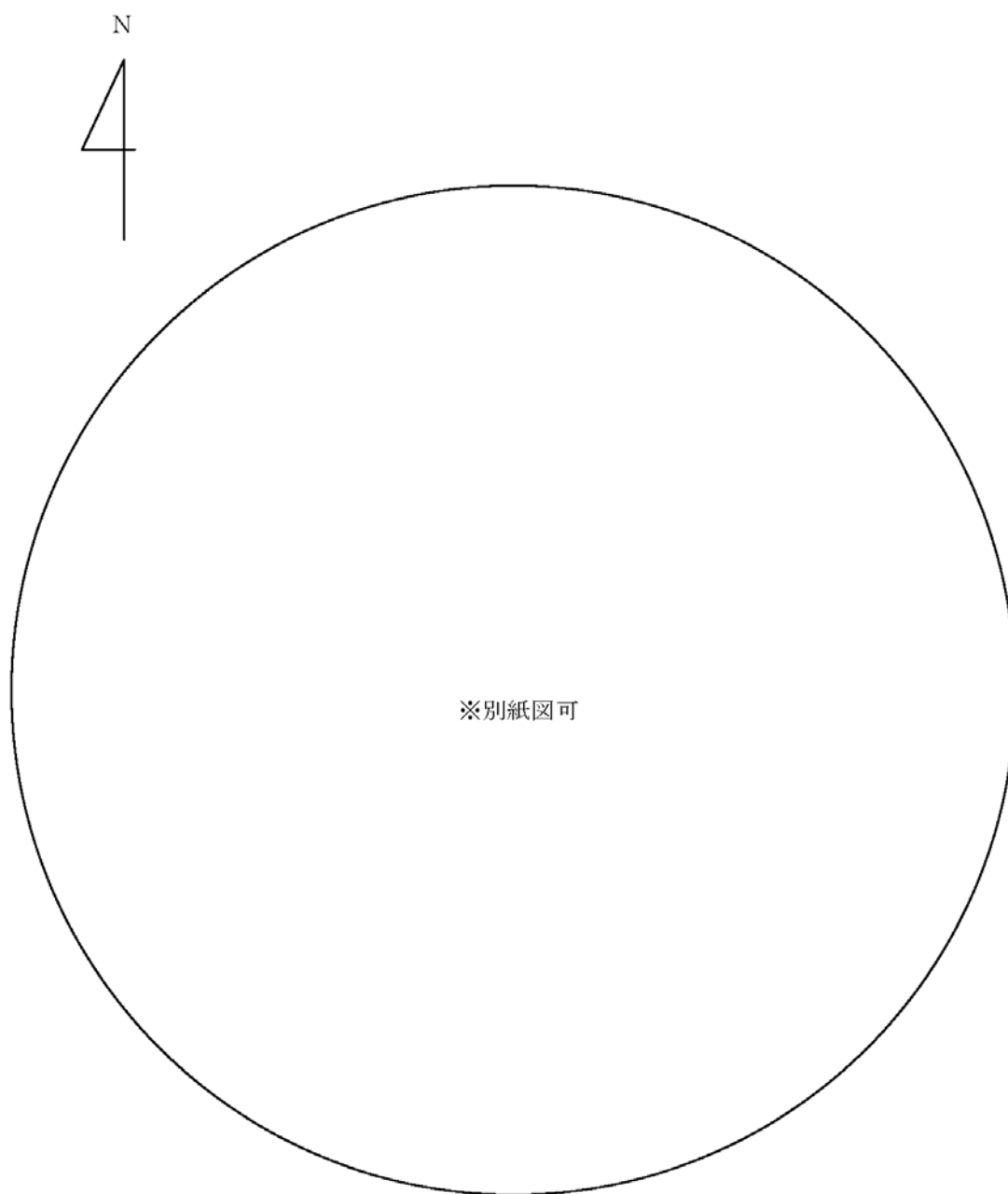
※各法令により設置届出等を要する設備機器を設置する場合のみ記入して下さい。

| 番<br>号 | 設備機器等の名称 | 能 力<br>(KW 等) | 台 数 |
|--------|----------|---------------|-----|
|        |          |               |     |
|        |          |               |     |
|        |          |               |     |
|        |          |               |     |
|        |          |               |     |
|        |          |               |     |
|        |          |               |     |
|        |          |               |     |
|        |          |               |     |
|        |          |               |     |
|        |          |               |     |
|        |          |               |     |

〔改正後 別記〕

第 2 号 様 式

## 建 築 場 所 附 近 の 見 取 図

☒ 印 建築場所

建築場所の周囲概ね 80m の見取図を書いて学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等があればその位置を図示すること。

[改正後 別記]

## 第 3 号様式

## 公 害 防 止 対 策 指 導 書

|             |       |                                                                                           |
|-------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建<br>築<br>主 | 氏名：   | 本書類は、公害防止対策指導書として使用する<br>ので、申請者において該当する□欄にレ印を<br>付して下さい。なお本指導書で指示された事項<br>は誠意を持って履行して下さい。 |
|             | 建築場所： |                                                                                           |

<1.工事の内容及び必要な届出事項>・・・下記内容を**工事施工者**へ周知して下さい。

- 建築物等の解体作業
- |                            |                                           |                                                       |
|----------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 有 石綿（飛散性）を除去する作業 | <input type="checkbox"/> 無                            |
| <input type="checkbox"/>   |                                           | <input type="checkbox"/> 有 → <u>大気汚染防止法第 18 条の 15</u> |
- （特定粉じん排出作業）に基づく届出
- さく岩機を使用
- |                                            |                            |                                                                        |
|--------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 無 ※ニブラは削岩機に含まれない。 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業 → <u>騒音・振動規制法に基づく届出</u>  |
| <input type="checkbox"/>                   |                            | <input type="checkbox"/> その他のさく岩機（手持ち式ブレーカー含む）を使用 → <u>騒音規制法に基づく届出</u> |
- くい打ち作業
- |                            |                            |                                                                                                |
|----------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> くい打機・くい抜機・くい打ちくい抜き機（圧入式除く）を使用<br>→ <u>騒音・振動規制法に基づく届出</u>              |
| <input type="checkbox"/>   |                            | <input type="checkbox"/> アースオーガーを併用し、くい打機・くい抜機・くい打ちくい抜き機<br>を使用（圧入式除く）<br>→ <u>振動規制法に基づく届出</u> |
| <input type="checkbox"/>   |                            | <input type="checkbox"/> その他（工法等：　　）                                                           |
- 空気圧縮機（15KW 以上で、さく岩機の動力として使用する場合を除く）を使用する作業
- |                            |                                                 |
|----------------------------|-------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 有 → <u>騒音規制法に基づく届出</u> |
| <input type="checkbox"/>   |                                                 |
- 塗装
- |                            |                            |                                     |
|----------------------------|----------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 動力を用いた吹付作業 |
| <input type="checkbox"/>   |                            | <input type="checkbox"/> 手塗り作業      |

(次頁へつづく)

(指導内容) \_\_\_\_\_ これより下は、記入しないでください \_\_\_\_\_

- 特定建設作業実施届出
- |                             |                        |
|-----------------------------|------------------------|
| <input type="checkbox"/> 不要 | → <u>□騒音規制法 □振動規制法</u> |
| <input type="checkbox"/> 必要 |                        |
- 特定粉じん排出作業実施届出
- |                             |
|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 不要 |
| <input type="checkbox"/> 必要 |

- 作業場周辺の状況を十分に考慮し、作業時間、工法等の選定、防音対策及び周辺住民への説明等、公害苦情が発生しないよう努める。
- 特定建設作業実施届出は元請業者が作業開始の 7 日前までに届出する。
- 特定建設作業に係る法的規制事項を遵守する。
- 解体作業で粉じんが飛散しないよう必要箇所にはシートを張る。
- 塗料ミストの飛散によって周囲に迷惑をかけないよう細心の注意をもって工事を行い、必要箇所にはシートを張る。
- 特定粉じん（飛散性石綿）排出作業を実施する場合は、作業開始の 14 日前までに届出する。
- 止むを得ず早朝又は夜間作業を行う場合は、周辺住民に対し作業を行う理由、作業時間を説明し、周辺住民の協力を求める。

＜2.施設の内容及び必要な届出事項＞・・・（機械設備の設置がある場合のみ記入して下さい。）

●騒音・振動規制法に係る施設

・空気圧縮機及び送風機  
 （例：空調設備（冷凍機）の圧縮機は対象外だが、室外機の送風機は対象となる。）

☐ 無  
☐ 有 — 原動機の定格出力

☐ 7.5kw以上 → 騒音規制法に基づく届出  
☐ 7.5kw以下

・その他騒音・振動規制法に係る施設

☐ 無  
☐ 有 特定施設の種類の ( )

☐ 騒音規制法に基づく届出  
☐ 振動規制法に基づく届出

●大気汚染防止法に係る施設

・ボイラー

☐ 無  
☐ 有 — 電気  
☐ 上記以外

☐ 伝熱面積 10 m<sup>2</sup>以上又は 燃焼能力（重油換算）50L/h 以上 → 大気汚染防止法に基づく届出  
☐ 伝熱面積 5～10 m<sup>2</sup>（小型ボイラー除く） → 沖縄県生活環境保全条例に基づく届出  
☐ 上記以外

・その他大気汚染防止法に係る施設

☐ 無  
☐ 有 — 特定施設の種類の ( )

→ 大気汚染防止法に基づく届出

●水質汚濁防止法・浄化槽法に係る施設

・河川・側溝への排水の放流

☐ 無  
☐ 有

☐ 浄化槽法に基づく届出（建築確認申請書に浄化槽設置計画書を添付）  
☐ 水質汚濁防止法に基づく届出（水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する施設に限る）

・特定有害物質の使用等（水質汚濁防止法施行令に規定する物質）

☐ 無  
☐ 有

☐ 同法施行令別表第1に規定する施設 → 水質汚濁防止法に基づく届出  
☐ 有害物質貯蔵指定施設 → 水質汚濁防止法に基づく届出  
☐ 上記以外の施設

●土壌汚染対策法に係る届出

・当該敷地において形質変更を行う面積が、掘削範囲のほか盛土・残土を合わせると 3,000 m<sup>2</sup>以上となる可能性の有無

☐ 無  
☐ 有 土壌汚染対策法に基づく届出

（次頁へつづく）

（指導内容） \_\_\_\_\_ これより下は、記入しないでください \_\_\_\_\_

各法令に基づく届出

☐ 不要  
☐ 必要 → ☐ 大気汚染防止法 ☐ 騒音規制法 ☐ 振動規制法 ☐ 水質汚濁防止法 ☐ 土壌汚染対策法

- ☐ 公害関連施設に係る法的規制内容を熟知し、公害苦情が発生しないよう万全の対策を講ずる。
- ☐ 大気又は水質に係る特定施設は、それが受理された日から 60 日を経過した後でなければ設置してはならない。
- ☐ 騒音及び振動に係る特定施設を設置する場合には、工事の日の 30 日前までに届出をしなければならない。
- ☐ 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地を形質変更する場合には、土壌汚染対策法に基づく届出が受理されてから 30 日を経過した後でなければ変更に着手してはならない。
- ☐ 浄化槽の使用を開始してから 30 日以内に浄化槽使用開始報告書を提出する。

〔改正後 別記〕

第 4 号様式

## 指 導 事 項 遵 守 誓 約 書

平成 年 月 日

那 覇 市 長

宛

建築主及び

築造主住所

氏 名

⑨

電 話

私が那覇市\_\_\_\_\_に建設する建築物等及び同建築物等に設置する設備、機械等の設置につき、建築等に伴う公害防止指導申請書に基づく指導事項について遵守することを誓約します。

なお、今回特に対策を講じるよう指導を受けなかったところについても、紛争が起こったときは、誠意をもってその解決に当たることを併せて誓約します。

(参考事項)

## 公害防止指導申請書提出時来庁した者の勤務先等

| 勤 務 先 ・ 職 名 | 氏 名 | 勤 務 先 所 在 地 | 電 話 |
|-------------|-----|-------------|-----|
|             |     |             |     |

## 那 覇 市 告 示 第 96 号

平成 26 年 5 月 1 日

## 市町村事務の委託について

みだしのことについて、介護保険法第 24 条の 2 第 5 項及び介護保険法施行規則第 34 条の 6 第 1 項に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 1. 委託する市町村事務受託法人

名 称 : 特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ  
代表者 : 理事長 堀川 美智子  
所在地 : 沖縄県那覇市西 2 丁目 4 番 3 号 クレスト西 205

## 2. 委託する期間

平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 27 年 3 月 31 日 まで

## 3. 委託する市町村事務の内容

要介護・要支援認定調査及び付随する業務

## 4. 居宅サービス等の提供の有無

無し



## 那覇市告示第 97 号

平成 26 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

| 名 称                        | 開 設 者   | 指定年月日           |
|----------------------------|---------|-----------------|
| 所 在 地                      |         |                 |
| せせらぎ薬局 みはら                 | 神村 武之   | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 那覇市三原二丁目 16 番 1 号          |         |                 |
| ゆらき薬局 天久店                  | 有限会社あおば | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 那覇市天久二丁目 2 番 15 号 プラスコート B |         |                 |

## 那 覇 市 告 示 第 98 号

平成 26 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

| 名 称  |                                                                  | 変更年月日           |
|------|------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 変更事項 | 変 更 後<br>( 変 更 前 )                                               |                 |
|      | ふく薬局 まかび店                                                        | 平成 26 年 3 月 1 日 |
| 所在地  | 那覇市真嘉比二丁目 29 番 20 号<br>(那覇市字真嘉比 78 番地 1)                         |                 |
|      | たかし歯科医院                                                          | 平成 26 年 3 月 1 日 |
| 所在地  | 那覇市真嘉比二丁目 30 番 22 号 コーポ 宮城 I 1 階<br>(那覇市字真嘉比 64 番地 コーポ 宮城 I 1 階) |                 |
|      | 沖縄南部療育医療センター                                                     | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 名 称  | 沖縄南部療育医療センター<br>(沖縄整肢療護園)                                        |                 |

## 那覇市告示第 99 号

平成 26 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

| 名 称                                 | 廃止年月日            |
|-------------------------------------|------------------|
| 所 在 地                               |                  |
| しげとめ歯科医院                            | 平成 26 年 1 月 9 日  |
| 那覇市古波蔵四丁目 13 番 24 号                 |                  |
| あばらぎ歯科                              | 平成 26 年 2 月 14 日 |
| 那覇市おもろまち四丁目 6 番 10 号 新都心マンション大興 202 |                  |
| 池城こども医院                             | 平成 26 年 3 月 31 日 |
| 那覇市天久一丁目 8 番 1 号 ユーボ 杜 201          |                  |

## 那覇市告示第 100 号

平成 26 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

| 名 称<br>開 設 者         | 所 在 地<br>サービスの種類        | 指定年月日         |
|----------------------|-------------------------|---------------|
| こくば愛日和デイサービス         | 那覇市字国場 52 番地<br>1 階 1-A | 平成26年 4 月 1 日 |
| 花あかり合資会社             | ・通所介護<br>・介護予防通所介護      |               |
| ケアプランセンター<br>びたさぼ三原  | 那覇市三原二丁目 1 番 28 号       | 平成26年 4 月 1 日 |
| 株式会社りゅうせきエネプロ        | 居宅介護支援事業                |               |
| デイサービスステーション<br>琉球の街 | 那覇市繁多川四丁目17番24<br>号     | 平成26年 4 月 1 日 |
| 株式会社琉球の街             | ・通所介護<br>・介護予防通所介護      |               |

## 那覇市告示第 101 号

平成 26 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

| 名 称            |                                                         | 変更年月日         |
|----------------|---------------------------------------------------------|---------------|
| 変更事項           | 変 更 後<br>( 変 更 前 )                                      |               |
| ケアプランセンター小禄みなみ |                                                         | 平成25年 9 月 1 日 |
| 所在地            | 那覇市宇栄原一丁目 10 番 2 号 2 階<br>(那覇市具志一丁目 1 番11号 上原住宅ビル201号室) |               |
| 沖縄介護センター       |                                                         | 平成26年 3 月 1 日 |
| 所在地            | 那覇市字松川 531 番地 1<br>(那覇市松島 1 丁目 1 番地 15)                 |               |

## 那覇市告示第 102 号

平成 26 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

| 名 称                    | 廃止年月日            |
|------------------------|------------------|
| 所 在 地                  |                  |
| ケアプランセンター小禄みなみ         | 平成 26 年 3 月 31 日 |
| 那覇市宇栄原一丁目 10 番 2 号 2 階 |                  |

## 那覇市告示第 103 号

平成 26 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

| 名 称                            | 休止年月日           |
|--------------------------------|-----------------|
| 所 在 地                          |                 |
| 居宅介護支援 ひがわ                     | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 那覇市樋川一丁目 1 番 68 号 A201         |                 |
| 介護センター ひがわ                     | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 那覇市樋川一丁目 1 番 68 号 A201         |                 |
| 訪問介護ステーション ケアプラスワン             | 平成 26 年 4 月 7 日 |
| 那覇市繁多川一丁目 17 番 7 号 光陽マンション 1 階 |                 |

## 那覇市告示第 104 号

平成 26 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

| 施 術 者 | 施 術 所 名 称          | 指定年月日           |
|-------|--------------------|-----------------|
|       | 施 術 所 所 在 地        |                 |
| 川上 将志 | ワンハート整骨院           | 平成 26 年 4 月 8 日 |
|       | 那覇市銘苅一丁目 10 番 44 号 |                 |



---

---

**公 告**

---

---

**那覇市公告第 37 号**

平成 26 年 5 月 1 日

随意契約の公表について（契約締結後）

那覇市契約規則第 21 条第 2 項第 2 号の規定により随意契約締結結果を公表します。

那覇市長 翁 長 雄 志

件名 随意契約の公表について（契約締結後）

| 契約 1         |                                                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務名          | 平成 26 年度びんの選別作業業務委託                                                                 |
| 契約締結日        | 平成 26 年 3 月 31 日                                                                    |
| 契約相手方の氏名及び住所 | 特定非営利活動法人障がい者支援センター ふくぎ<br>理事長 大城和宏（那覇市田原 3 丁目 4 番地 1 号）                            |
| 契約金額         | 1 8, 6 3 0, 0 0 0 円（税込）                                                             |
| 契約理由         | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の障がい者支援施設等に該当し、当該業務を委託することにより、障がい福祉の増進と社会参加の促進を支援するため。 |
| 契約 2         |                                                                                     |
| 業務名          | 平成 26 年度那覇市クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託                                                    |
| 契約締結日        | 平成 26 年 3 月 31 日                                                                    |
| 契約相手方の氏名及び住所 | 公益社団法人 那覇市シルバー人材センター<br>理事長 名嘉元 甚勝（那覇市首里末吉町 1 丁目 6 番地の 6）                           |
| 契約金額         | 2, 3 3 3, 1 8 8 円（税込）                                                               |

|      |                                                                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者として認められるため。 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第3号

平成 26 年 4 月 10 日

掲 示 済

平成 26 年度水道メーターの賠償額について

那覇市水道条例第 17 条第 3 項の規定に基づき、水道メーターの賠償額について、  
定めたので別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

## 平 成 2 6 年 度 水 道 メ ー タ ー の 賠 償 額

| 品 名            | 口 径mm | 金 額      | 備 考 |
|----------------|-------|----------|-----|
| 水道メーター         | 13mm  | 7,000円   |     |
|                | 20mm  | 12,900円  |     |
|                | 25mm  | 13,500円  |     |
| たて型ウォルトマン      | 40mm  | 43,200円  |     |
|                | 50mm  | 147,000円 |     |
|                | 75mm  | 178,000円 |     |
|                | 100mm | 226,000円 |     |
|                | 150mm | 現物補償     |     |
|                | 200mm | 現物補償     |     |
| たて型<br>電子式メーター | 50mm  | 202,000円 |     |
|                | 75mm  | 234,000円 |     |
|                | 100mm | 281,000円 |     |
|                | 150mm | 現物補償     |     |
|                | 200mm | 現物補償     |     |

平成26年度給水装置工事資材統一単価表

期 間 平成26年4月1日～平成27年3月31日まで

## 那覇市上下水道局告示第 4 号

平 成 2 6 年 4 月 1 8 日

掲 示 済

## 公共下水道の供用開始について

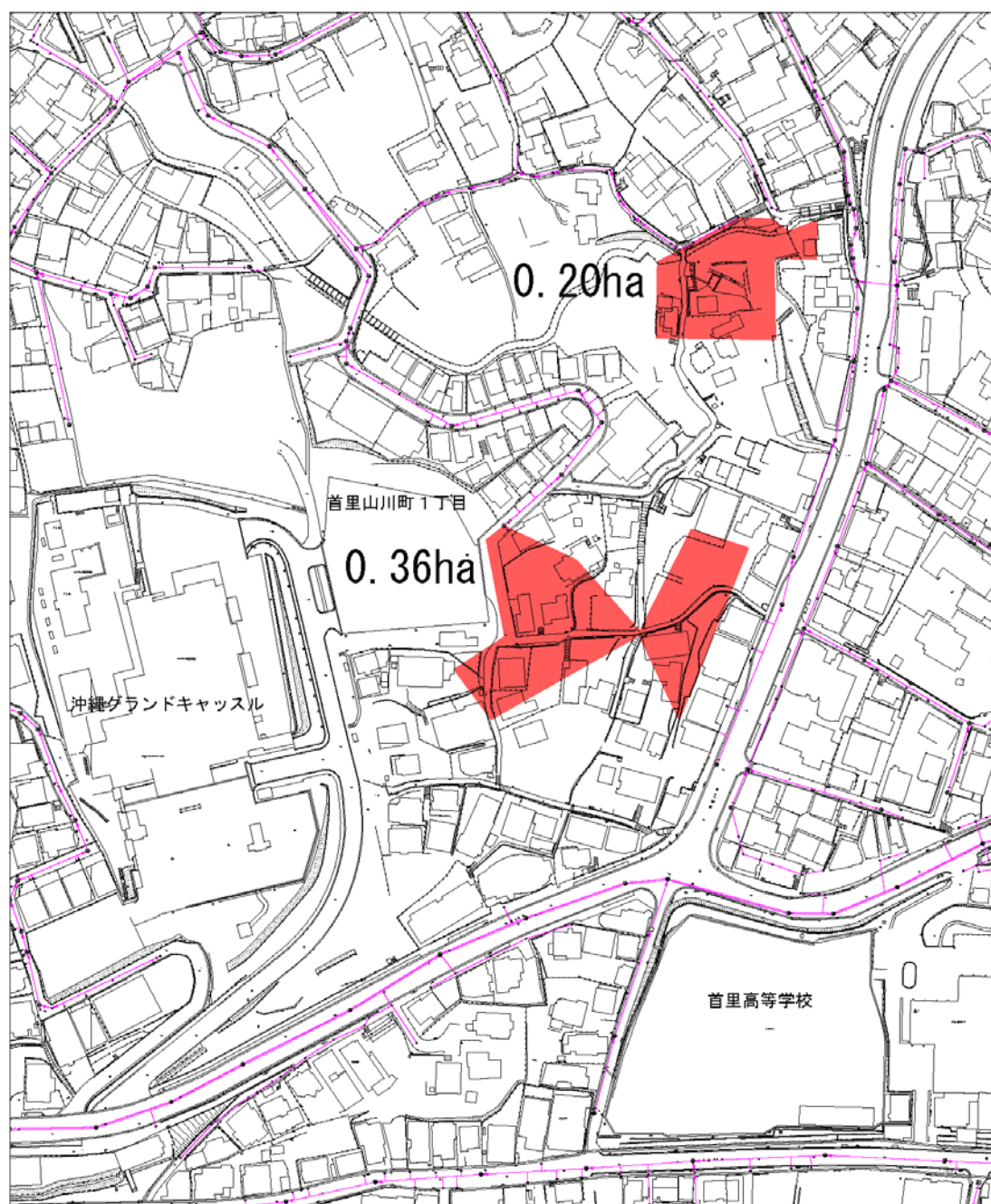
下水道法第 9 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により公共下水道第 68 次（汚水・雨水）の供用及び処理開始を次のとおり公示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

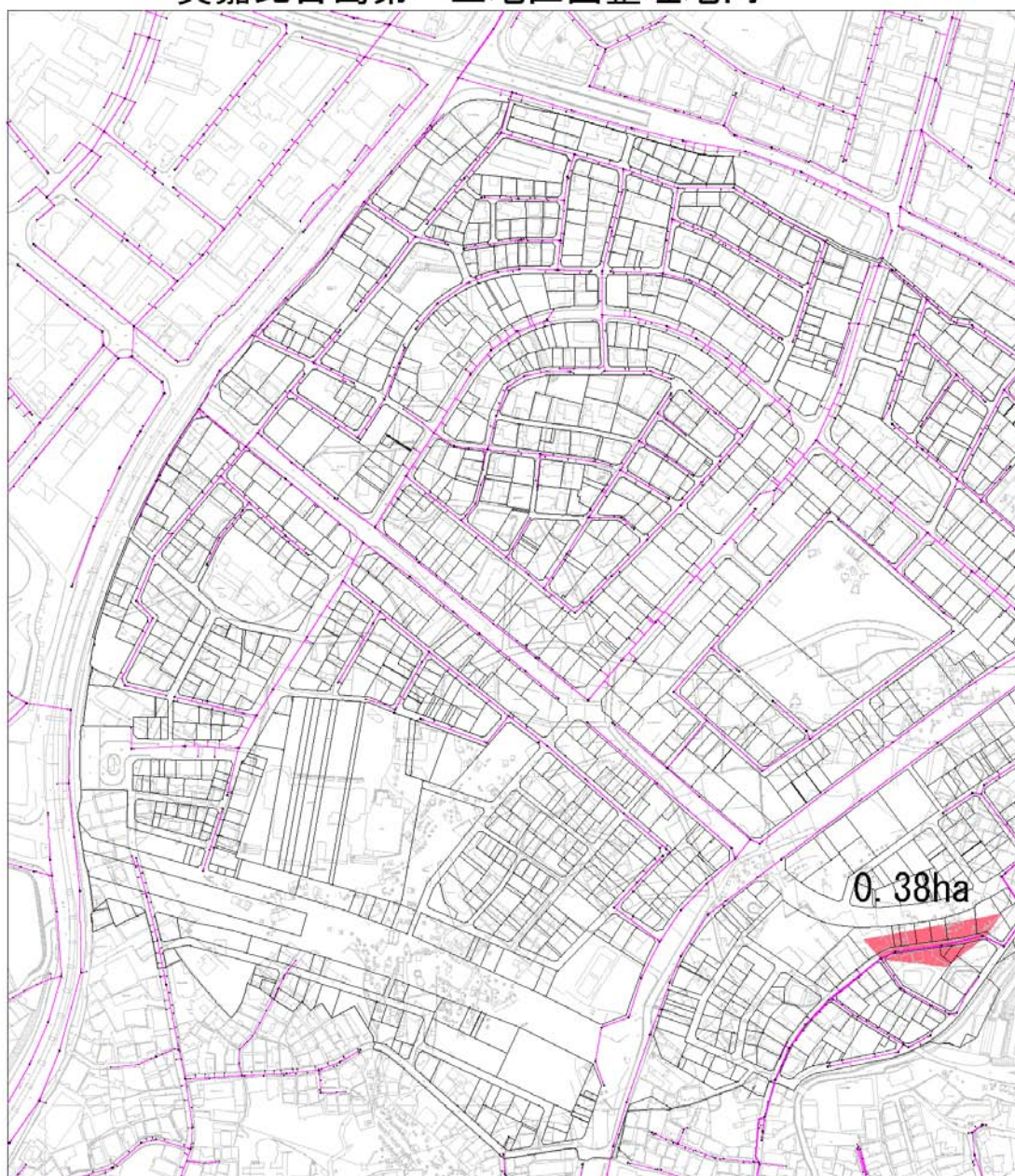
- 1 使用及び処理開始年月日 平成 26 年 4 月 18 日
- 2 使用及び処理開始区域  
【汚水】  
首里山川町一丁目の一部、字古島の一部、字真地の一部、字仲井真の一部、  
繁多川五丁目の一部、楚辺二丁目の一部  
【雨水】  
牧志三丁目の一部
- 3 供用及び処理開始する排水施設の位置  
別紙図示のとおり
- 4 供用及び処理開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式
- 5 図面を縦覧に供する場所及び期間  
那覇市上下水道局 下水道課  
平成 26 年 4 月 18 日から 2 週間
- 6 終末処理場の位置  
那覇浄化センター 那覇市西 3 丁目 10 番 1 号

## 第68次 供用開始区域（污水）首里山川町地内

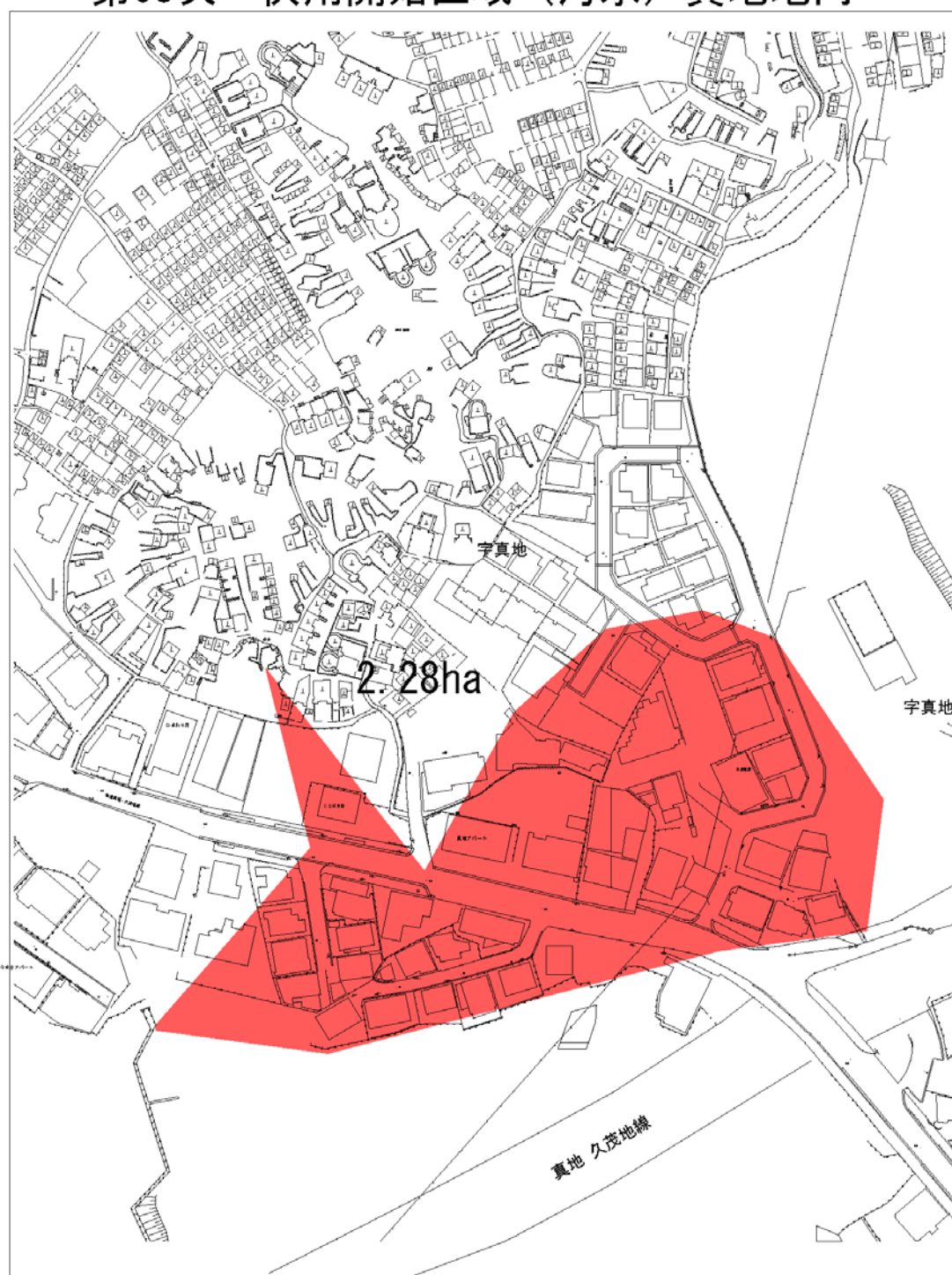




第68次 供用開始区域（污水）  
真嘉比古島第二土地区画整理地内

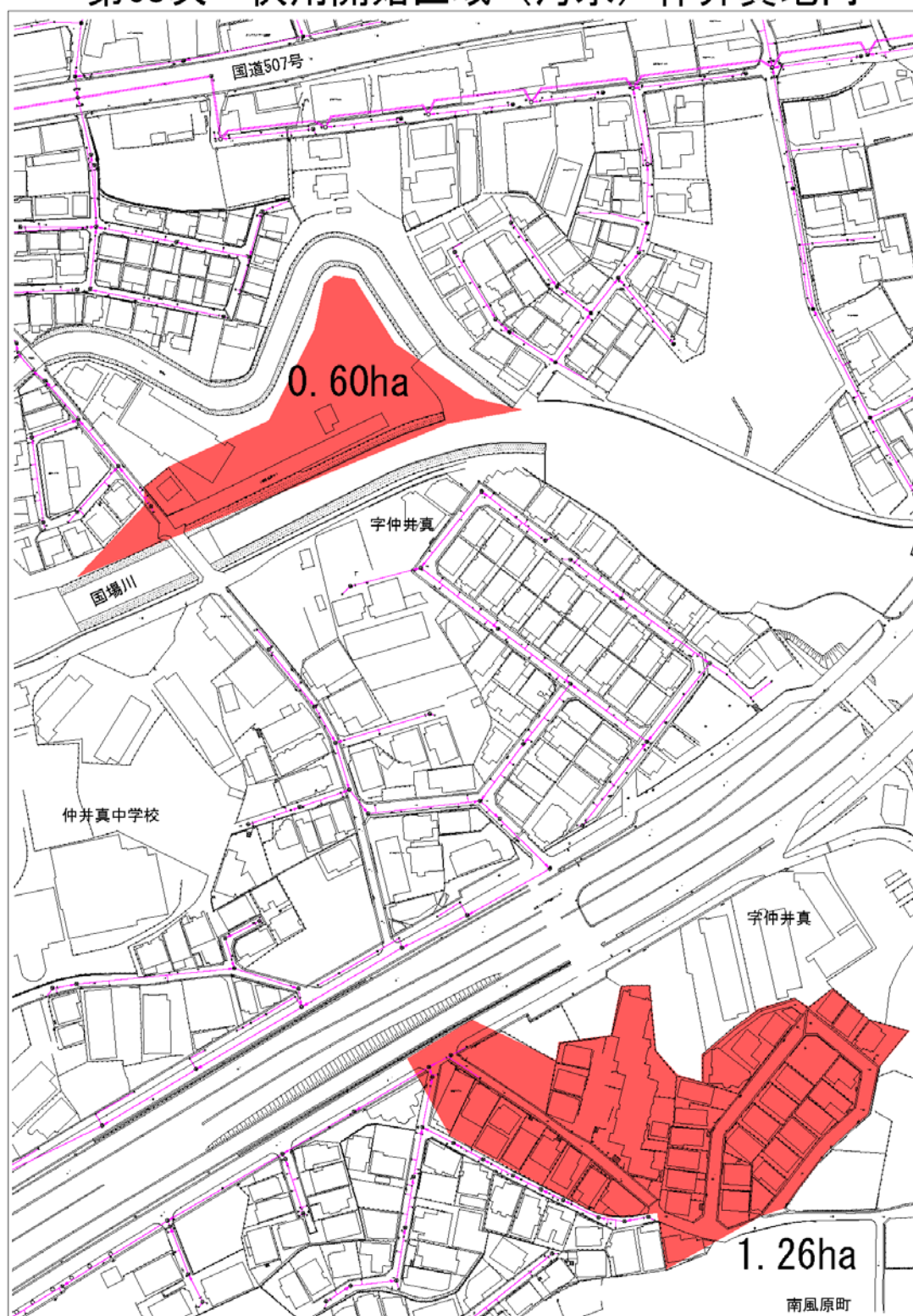


## 第68次 供用開始区域（污水）真地地内



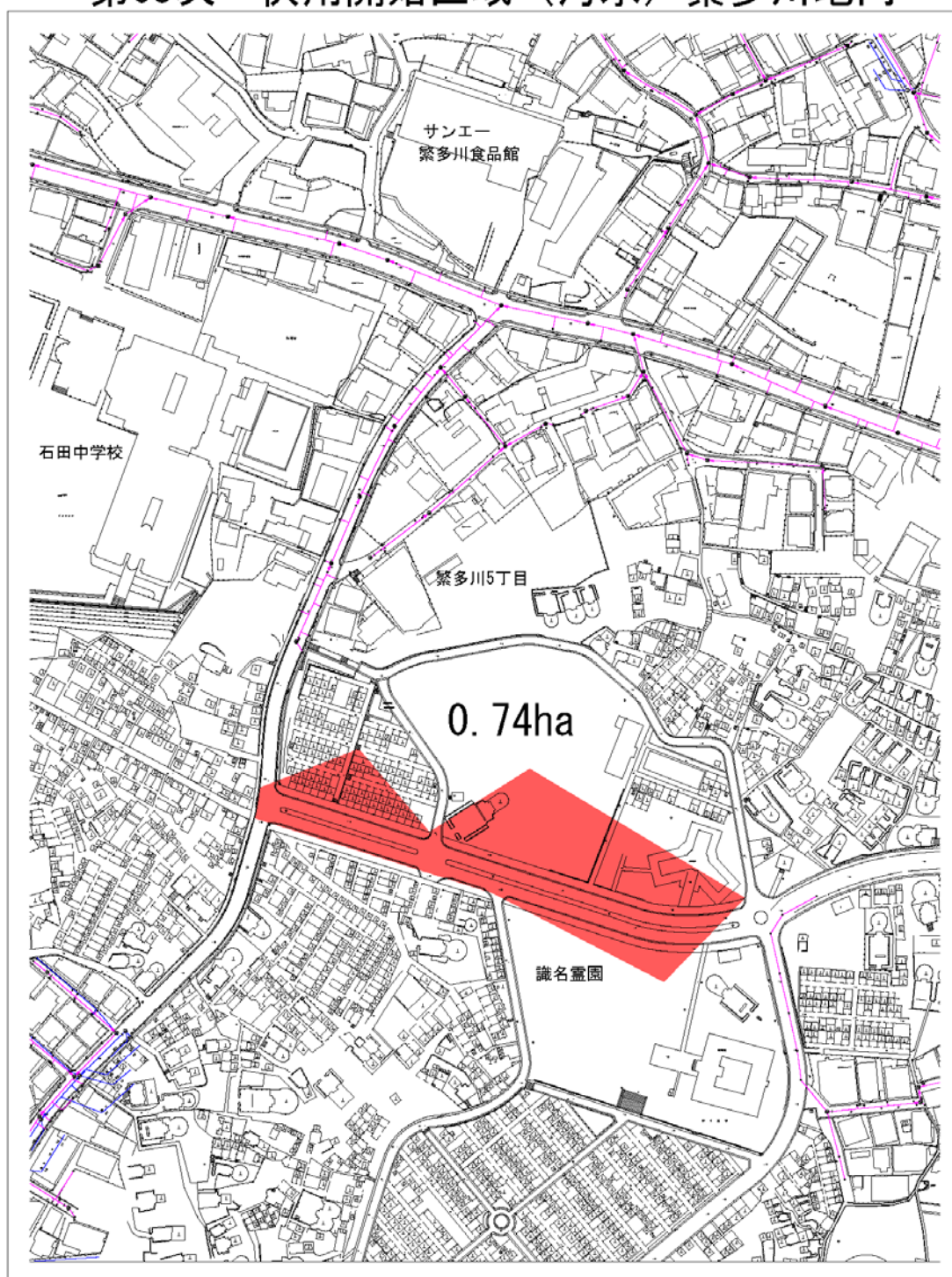


# 第68次 供用開始区域（污水）仲井真地内

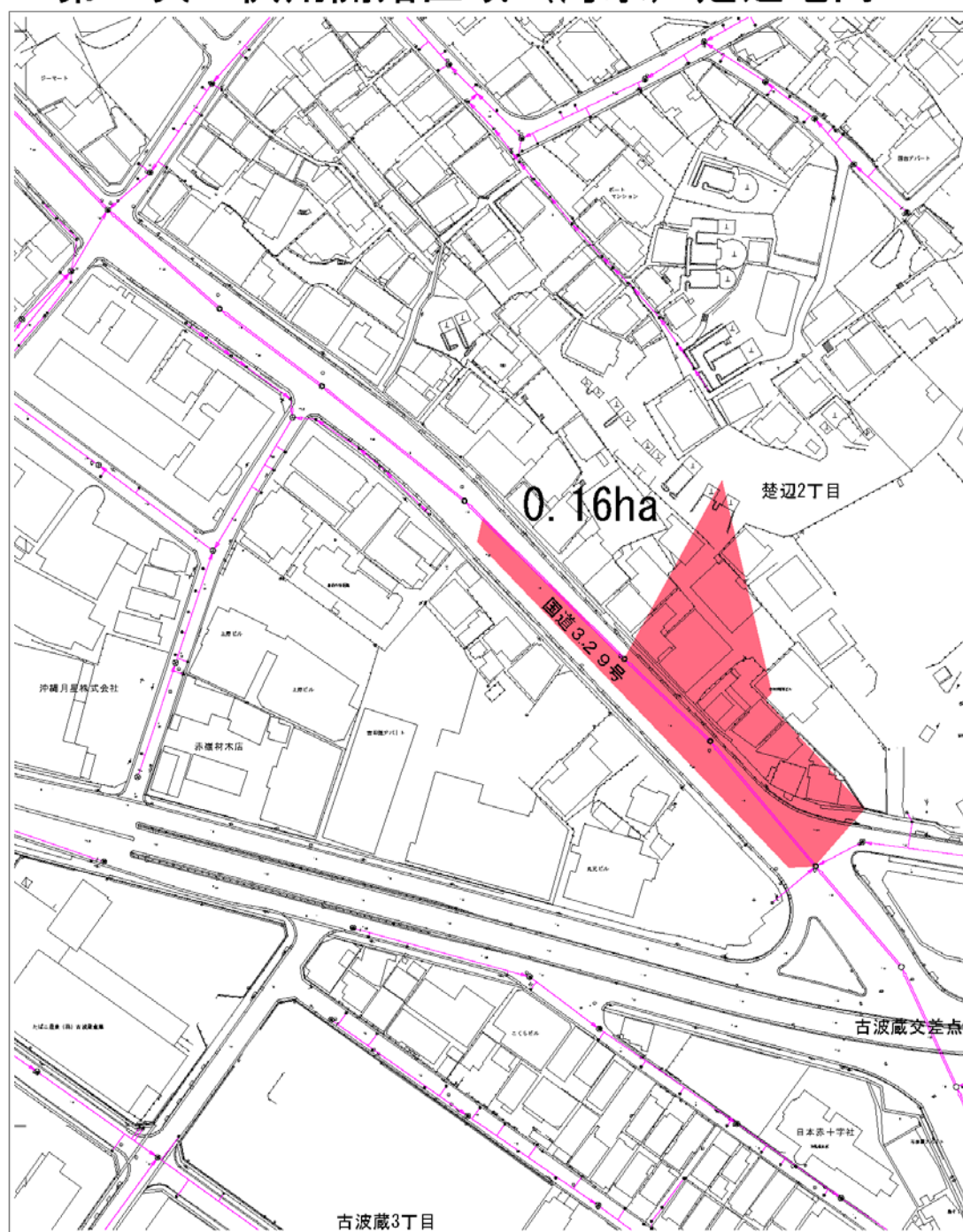




## 第68次 供用開始区域（汚水）繁多川地内

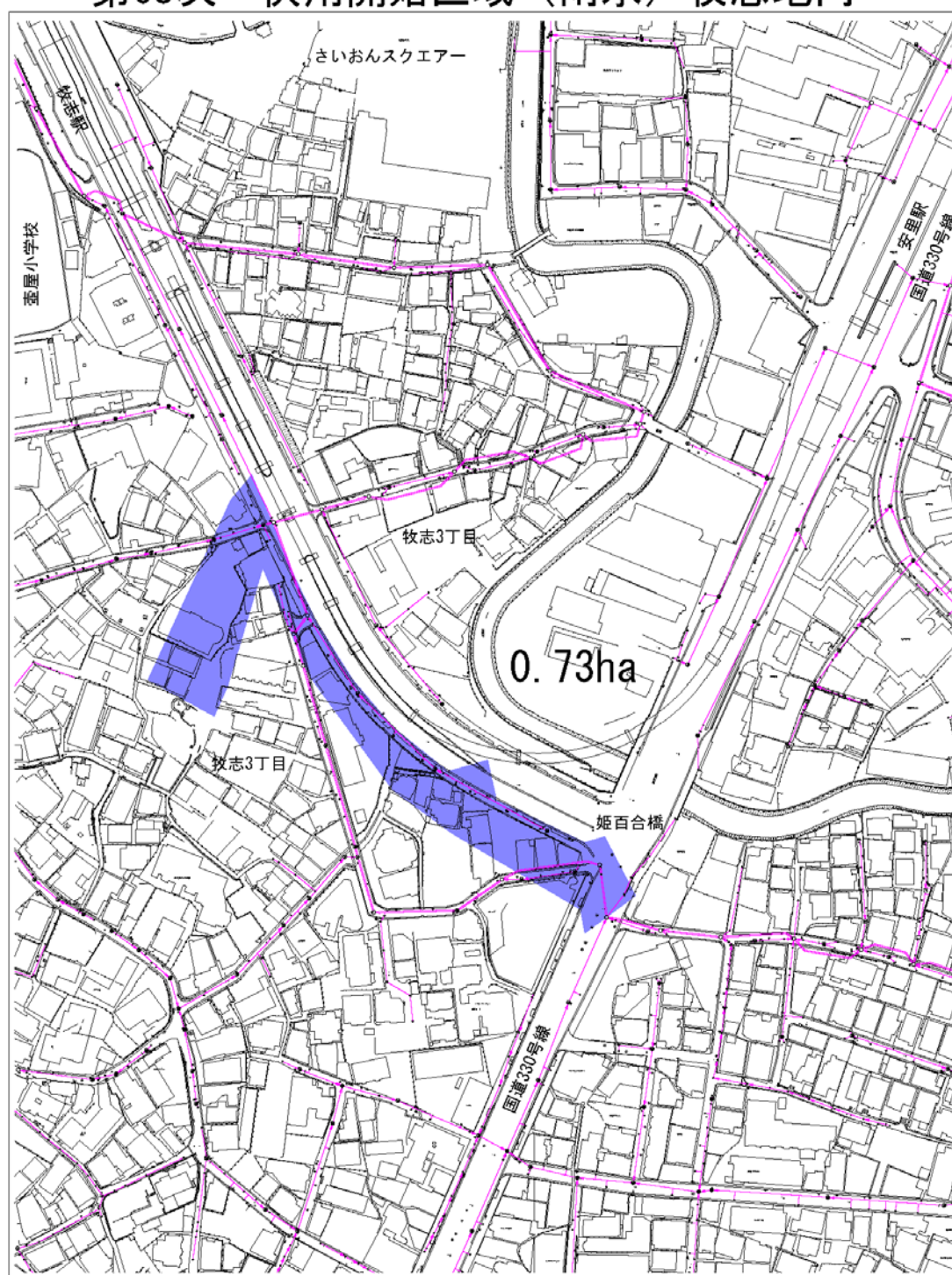


## 第68次 供用開始区域（污水）楚辺地内





## 第68次 供用開始区域（雨水）牧志地内



---

---

**正 誤**

---

---

那覇市公報第1618号の正誤

2014(平成26)年 4 月15日付け那覇市公報第1618号その 1 に登載された那覇市訓令第 7 号について、次のとおり訂正する。

| ページ | 訂正箇所     | 訂 正 内 容      |              |
|-----|----------|--------------|--------------|
|     |          | 訂 正 前        | 訂 正 後        |
| 221 | 上から 3 行目 | 平成26年 3 月27日 | 平成26年 3 月28日 |